**平成２２年（フ）第４０号**
鹿児島県出水市米ノ津町７番１号、前住所鹿児島県出水市今釜町178番地
債務者　長谷　信子（旧姓黒木）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第４６号**
鹿児島県出水市上鯖渕612番地１　ラガール出水団地３棟403号
債務者　田下ひとみ
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第４７号**
鹿児島県薩摩川内市東郷町南瀬1574番地
債務者　小野原　亨
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２２年（フ）第８３号**
北海道苫小牧市新明町１丁目６番４号
債務者　京野　泰尚
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第８７号**
北海道苫小牧市日吉町４丁目24番３号
債務者　今　かすみ（旧姓濱）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第１０７号**
北海道苫小牧市新富町１丁目５番５号
債務者　赤石　敏行
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２２年（フ）第５７８号**
仙台市泉区将監９丁目１番２―103号
債務者　石川壽鶴惠
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３９７号**
京都府宇治市大久保町旦椋76―１　府営西大久保団地６棟206号、住民票上の住所京都府城陽市寺田東ノ口12番地の１　宮崎マンションⅡ120号
債務者　石﨑　隆弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第３９２号**
京都市中京区醒ケ井通錦小路下る藤西町595番地２
債務者　お食事処与志三こと　鈴木　榮子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２２年（フ）第２９３号**
兵庫県加古川市中津233番地の３　メゾン中津103号
債務者　齋藤世津子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第３０２号**
兵庫県加古川市加古川町中津233番地の３　メゾン中津103号
債務者　齋藤　和夫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第４１８号**
広島市安芸区矢野西５丁目１番24―410号　キーレックス矢野寮Ａ
債務者　山崎　敬二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第４８１号**
広島市佐伯区五日市４丁目２番31―302号
債務者　水野　裕司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６９６号**
広島市東区戸坂山崎町７番１号
債務者　鶴丸　英二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第６９７号**
広島市東区戸坂山崎町７番１号
債務者　鶴丸　純子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３４１７号**
福岡市東区香椎駅前１丁目４番14―1104号
債務者　熊谷　隆嗣
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第１９号**
福岡県春日市松ヶ丘４丁目55番地２ビクトリー松ケ丘101号
債務者　稲原　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部